

錦江町農業委員会 3月総会議事録

○ 開催日時 平成27年3月20日(火) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第38号 農地法第3条許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第41号 非農地証明願いについて

議案第42号 錦江農業振興地域整備計画全体見直しについて

議 長	<p>只今より平成27年3月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に18番 樋渡委員と19番 鈴委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「会務報告と説明」</p>
議 長	<p>只今の会務報告について、質問はありませんか。</p>
全委員	<p>(発言なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第38号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第38号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号8号の譲渡人は、U・Kさん、H県在住の方です。</p> <p>申請地は、1件目が田代川原字馬庭原541番、地目は田、地積は317㎡、2件目が田代川原字馬庭原609番、地目は田、地積は714㎡、3件目が田代川原字馬庭原630番、地目は田、地積は310㎡で、3筆の合計は1,341㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はU・Kさん、U自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>U・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地3,523㎡、小作地1,270㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号9号の譲渡人は、Z・Tさん、R自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字上榎木迫1,470番6、地目は畑、地積は6,939㎡と</p>

	<p>なっています。</p> <p>一方、譲受人はZ・K一さん、R自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>Z・Kさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名で、Kさん所有の自作地、小作地はありませんが、お茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、個人所有は無く、Z製茶の機械利用となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号10号の譲渡人は、K・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字諏訪ノ後524番、地目は田、地積は1,046㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はS・Kさん、K・Z自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地22,052㎡、小作地2,912㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。先ず、7番 毛下委員お願いします。</p>
<p>7番 毛下委員</p>	<p>受付番号8番の件ですが、U・Kさんは現在H県に住まわれており、今までU・Kさんが田んぼを作っておられました。今回、帰ってこられて、自分の家族では継げないのでUさんに譲りたいということで、Uさんは70歳で、夫婦で直売所などに野菜を沢山作って頑張っておられます。KさんはU・Kさんとは従弟半です。田んぼ、宅地、山林合わせて買われたそうです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、17番 鳥越委員お願いします。</p>
<p>17番 鳥越委員</p>	<p>9番のZ・Tさんですけれども、これは親子間の贈与で、社長が変わったということで名義を変更されたそうです。何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、10番 牧原委員お願いします。</p>
10番 牧原委員	<p>報告します。</p> <p>この田んぼの件につきましては、もう約7・8年前からS・Kさんの方が借りて作ってらっしゃって、もうKさんの方が手放すということで、何とか買ってこないかという話があったみたいで、これはもう本人同士で結論が出ていた物件でございます。金額は〇〇万円、全部でございますね。これももう双方で了解済で、支払いまで終わっているようでございます。S・Kさんについては、この近くに未だ田んぼがあって、良い形で購入できたんじゃないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
19番 鈴 委員	Uさんの値段を教えてください。
事務局	申請書の方で代書さんが書いてきたのでは〇〇万円ということです。
19番 鈴 委員	畝の。
事務局	いいえ。全部で。
19番 鈴 委員	山林、宅地も含めて。
事務局	いいえ。農地部分だけだと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第38号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第38号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案39号について説明いたします。</p> <p>受付番号9号の譲渡人はI・Sさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字カヤノキ7, 465番2、地目は畑、地積は1, 841㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はN・Kさん、K・S町自治会在住の方です。</p> <p>N・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地3, 974㎡、小作地39, 484㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、ロールベイラー、ラップマシン、タイヤショベル、トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、私の方で調査報告をいたします。</p>
1番 宿利原委員	<p>この土地は、神川と宿利原とちょうど真ん中ぐらいで、丸尾の近くでありまして、N・Kさんは、N・Nさんの息子さんで、神川に住んでおりますが、宿利原の方で肉用牛をしております。錦江町で定める要件に皆クリアしておりますので、何ら問題は無いかと思いますが、これは2月のあっせん成立の物件になっております。</p>
議 長	<p>ただいま調査報告をいたしましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第40号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は88筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第40号のうち、受付番号424号から442号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号のうち、受付番号424号から442号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号424号から430号までの貸し人はM・Tさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、424号が田代麓字藤野4,601番、地目は田、地積は397㎡、425号が田代麓字藤野4,602番、地目は田、地積は722㎡、426号が田代麓字藤野4,605番、地目は田、地積は238㎡、427号が田代麓字立神5,158番11、地目は田、地積は560㎡、428号が田代麓字久木野5166番248、地目は田、地積は1438㎡、429号が田代麓字久木野5166番254、地目は畑、地積は9603㎡、430号が田代麓字久木野5166番416、地目は畑、地積は11,570㎡で、7筆の合計は24,528㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月1日から平成37年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、M・Zさん、B自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員4名、従事者3名、自作地41,936㎡で、水稻、茶を</p>

主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、トラック、管理機、動噴各1台、裾刈機2台となっています。

この件の担当調査員は、2番 基委員です。

次の受付番号431号の貸し人はH・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字宮下1, 856番、地目は田、地積は934㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、小作料金はモチ米(30kg)で3俵となっています。

借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

経営状況は、従事者2名、雇用が21名、小作地82, 364㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック12台、動噴5台、トラクター、管理機各3台、乗用管理機2台、フォークリフト1台となっています。

次の受付番号432号の貸し人はW・Kさん、M町在住の方です。

申請地は、馬場字寺前ノ上2, 051番1、地目は田、地積は1,048㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

431号と同じ借り人は、(株)T・Fさんです。

431号、432号の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号433号、434号の貸し人はS・Iさん、S自治会在住の方です。

申請地は、433号が馬場字笹ヶ崎5, 787番4、地目は畑、地積は4,161㎡、434号が馬場字後迫5, 914番2、地目は畑、地積は4,729㎡で、2筆の合計は8,890㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、S・Uさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名、雇用が1名で100日、自作地22,602㎡、小作地14,243㎡で、煙草を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ダンプ、軽トラック、タイヤショベル各1台となっています。

次の受付番号435号の貸し人はM・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、馬場字白井5, 862番1、地目は畑、地積は1,287㎡となっ

ています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Yさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地18,541㎡で、イチゴを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック1台となっています。

次の受付番号436号の貸し人はM・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、馬場字平家畑5,962番1、地目は畑、地積は4,692㎡の内、2,844㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、小作料金は14,000円となっています。

借り人は、K・Tさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名、雇用が4名で90日、自作地42,832㎡、小作地23,930㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック4台、AP-13台、トラック2台となっています。

次の受付番号437号から442号の貸し人はY・Aさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、437号が馬場字水ノ迫6,300番1、地目は畑、地積は11,767㎡、438号が馬場字木道ケ迫6,326番2、地目は畑、地積は1,307㎡、439号が馬場字木道ケ迫6,327番1、地目は畑、地積は3,721㎡、440号が馬場字木道ケ迫6,327番3、地目は畑、地積は1,469㎡、441号が城元字小崎4,004番、地目は畑、地積は2,092㎡、442号が城元字亀ノ子5,968番9、地目は田、地積は1,432㎡で、6筆の合計は21,788㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、雇用が3名で150日、自作地28,131㎡、小作地52,058㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、ダンプ、甘藷掘り取り機各1台となっています。

受付番号433号から442号までの担当調査員は、9番 安水委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号424号から430号までを、2番 基委員をお願いいたします。</p>
2番 基 委員	<p>報告いたします。</p> <p>このM・Tさん、M・Zさんは親子関係で、10年前に年金の関係で農地使用の利用権設定をされた訳ですけれども、今回ちょうど10年目の節目ということで、切り替えということで別に問題は無いと思いますが、審議の方よろしく願います。年金関係です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号431号、432号についてを、8番 寺田委員をお願いいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>報告いたします。</p> <p>T・Fさんですけれども、利用権を設定するに当たり全ての条件を満たしているものと思います。審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号433号から442号までを、9番 安水委員をお願いいたします。</p>
9番 安水委員	<p>433から434の貸し人のS・Iさんと、借り人のS・Yさんは親子間であり、農業者年金に伴う利用権設定ですので問題は無いかと思えます。</p> <p>435号のM・MさんとM・Yさんも親子間で、農業者年金に伴う利用権設定ですので、こちらの方も問題は無いかと思えます。</p> <p>436号の借り人のK・Tさんは、I地区の方で葉タバコ、干し大根、甘藷を主体とした農業をされている方で、どの畑の状況も綺麗に管理されておりまして、何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>437から442号のY・AさんとY・Yさんも親子関係であり、農業者年金に伴う利用権設定ですので、こちらの方も何ら問題は無いかと思えます。よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第40号のうち、受付番号424号から442号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第40号のうち、受付番号424号から442号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号のうち、受付番号424号から442号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第40号のうち、受付番号443号から456号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号のうち、受付番号443号から456号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号443号から447号までの貸し人は、M・Hさん、K・N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、443号が神川字原田3，209番、地目は田、地積は2,070㎡、444号が神川字平ノ下3，410番1、地目は畑、地積は797㎡、445号が神川字渋木4，693番、地目は畑、地積は1,876㎡、446号が神川字山頭4，695番、地目は畑、地積は1,254㎡、447号が神川字坂ノ上4，774番1、地目は畑、地積は2,180㎡で、5筆の合計は8,177㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、M・Mさん、K・N自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者3名、小作地1,045㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の受付番号448号の貸し人は、M・Hさん、K・N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字真手ヶ山4，603番、地目は畑、地積は540㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年3月21日から平成29年12月14日までで、使用</p>

貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地66,956㎡、小作地11,008㎡で、緑化木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バックホー各1台、ユニック車2台となっています。

受付番号443号から448号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。

次の受付番号449号から451号までの貸し人は、O・Nさん、T自治会在住の方です。

申請地は、449号が田代川原字江郷1,829番2、地目は田、地積は1,759㎡、450号が田代川原字江郷1,849番1、地目は田、地積は1,494㎡、451号が田代川原字江郷1,849番2、地目は田、地積は1,588㎡で、3筆の合計は4,841㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米4俵となっています。

借り人は、U・Mさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地14,477㎡、小作地4,841㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック2台、ロールベイラー、モア各1台となっています。このOさんの分ですが、資料では新規の契約となっていますが、継続の間違いですので、資料の訂正もよろしくをお願いします。

次の受付番号452号から455号までの貸し人は、M・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は、452号が田代川原字舞原1,267番、地目は田、地積は26㎡、453号が田代川原字舞原1,276番、地目は田、地積は1,149㎡、454号が田代川原字新村1,311番、地目は田、地積は591㎡、455号が田代川原字四本松1,981番1、地目は畑、地積は1,575㎡で、4筆の合計は3,341㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成37年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Aさん、O自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地21,680㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、ハーベスター、バインダー、田植機各1台となっています。

	<p>次の受付番号456号の貸し人は、K・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字四本松1,965番2、地目は畑、地積は6,624㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。</p> <p>借り人は、N生産組合さん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>経営状況は、自作地55,934㎡、小作地68,988㎡、雇用が24名で6,336日、水稻、茶、畜産を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、耕運機4台、草刈機10台となっています。</p> <p>受付番号449号から456号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号443号から448号までを、13番 徳永委員、お願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>報告します。</p> <p>M・Hさんの両方の物件は、すべて農業者年金受給のための利用権設定です。443から447のM・Aさん、親子であります。それから448号のN・Kさんは、N造園、緑化樹とお茶を主体として経営されている方です。賃借料が使用貸借に、0円にしておりますが、ここはこの土地を含めた隣接地ですね、この土地を含めて既に3年前に契約しております、その時にこの448号の土地も含めた利用権を結んでおります。そのために残る期間の2年間を使用貸借として、次の契約変更の時に改めて値段を決めるということで使用貸借としております。実質は継続的な感じとなっております。Nさんについては、自分の土地、それから借りている土地も含めて良く管理をされておりますので、問題は無いかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号449号から456号までを、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。</p> <p>449号から451号までの借り人のU・Mさんは、畜産農家でございます。後継者もおられまして、全ての要件は満たしているようですので、問題は無いかと思えます。</p>

	<p>次に、452号から455号までの借り人のM・Aさんは、ここは親子関係で ございます。Mさんは、S酒造に勤務しながら農地の方を耕作しておられます。 全ての農地は良く管理されていますので問題は無いかと思います。</p> <p>次に、456号の借り人のN生産組合は、O・Sが経営しておられます田代の Zセンターでございます。ここも全ての要件を満たしているようでござい ますので何ら問題は無いかと思います。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
13番 徳永委員	<p>449号の新規契約が継続と修正がありましたね。継続だとこの貸付開始年月 日が合わないんですけど。</p>
事務局	<p>去年の12月で切れていて、更新が遅れたしまったものです。それで継続とい うことで。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第40号のうち、受付番号443号から456号までを採決し ます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第40号のうち、受付番号443号から456号については、原案のと おり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号のうち、受付番号443号から456号につい ては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第40号のうち、受付番号457号から483号までを議題とし ます。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

それでは、議案第40号のうち、受付番号457号から483号までを説明いたします。

先ず、受付番号457号から460号までの貸し人は、K・Sさん、H自治会在住の方です。

申請地は、457号が馬場字岩下5，331番1、地目は田、地積は1,274㎡、458号が馬場字岩迫5，435番、地目は田、地積は991㎡、459号が馬場字岩迫5，436番1、地目は田、地積は455㎡、460号が馬場字岩迫5，436番2、地目は畑、地積は617㎡で、4筆の合計は3,337㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、K・Tさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地3,337㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号461号から465号までの貸し人は、K・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は、461号が馬場字小平5，123番2、地目は田、地積は1,284㎡、462号が馬場字下り戸5，291番1、地目は田、地積は3,782㎡、463号が馬場字下り戸5，293番4、地目は畑、地積は360㎡、464号が馬場字鎮守山5，151番、地目は田、地積は532㎡、465号が馬場字深山ヶ平5，396番1、地目は田、地積は809㎡で、5筆の合計は6,767㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、K・Mさん、鹿屋市在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地6,767㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台となっています。

次の受付番号466号から470号までの貸し人は、H・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は、466号が馬場字馬庭4，978番3、地目は田、地積は3,046㎡、467号が馬場字殿原5，244番1、地目は畑、地積は614㎡、468号が馬場字鎮守山5，175番1、地目は畑、地積は465㎡、469号が馬

場字岩迫5, 437番1、地目は畑、地積は749㎡、470号が馬場字岩迫5, 444番1、地目は田、地積は1,673㎡で、5筆の合計は6,547㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、H・Rさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地6,547㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台となっています。

次の受付番号471号から476号までの貸し人は、M・Sさん、H自治会在住の方です。

申請地は、471号が馬場字本鉄山4, 956番、地目は畑、地積は1,102㎡、472号が馬場字本鉄山4, 958番1、地目は畑、地積は396㎡、473号が馬場字新改田5, 195番1、地目は田、地積は260㎡、474号が馬場字山ノ口5, 368番1、地目は畑、地積は1,005㎡、475号が馬場字深山ケ平5, 424番2、地目は田、地積は1,325㎡、476号が馬場字深山ケ平5, 424番5、地目は田、地積は427㎡で、6筆の合計は4,515㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Fさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地4,515㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、ハーベスター各1台となっています。

受付番号457号から476号の、担当調査員は、15番 畠中委員です。

次の受付番号477号から483号までの貸し人は、T・Yさん、U自治会在住の方です。

申請地は、477号が神川字大丸6, 284番2、地目田、地積は932㎡、478号が神川字黒瀬6, 455番1、地目は畑、地積は10,662㎡、479号が神川字黒瀬6, 461番5、地目は畑、地積は2,135㎡、480号が神川字黒瀬6, 461番6、地目は畑、地積は1,768㎡、481号が神川字黒瀬6, 461番7、地目は畑、地積は1,445㎡、482号が神川字黒瀬6, 464番2、地目は畑、地積は1,394㎡、483号が神川字黒瀬6, 475番1、地目は畑、地積は3,360㎡で、7筆の合計は21,696㎡となって

います。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Mさん、U自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地45,790㎡、小作地30,471㎡で、甘藷、加工大根、高菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル、ハーベスター、大根洗い機、大根掘り取り機各1台となっています。

受付番号477号から483号の、担当調査員は、16番 黒瀬委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号457号から476号までを、15番 畠中委員、お願いいたします。

15番

畠中委員

報告をします。

457から476までの4人の案件は、農業者年金の経営移譲に伴う利用権設定であり、また、親子間であり問題は無いと思います。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号477号から483号までを、16番 黒瀬委員お願いいたします。

16番

黒瀬委員

報告いたします。

受付番号477番から483番まででございますけれども、農業者年金に伴う、親子間の経営移譲に関する案件でございます。親子関係の設定でございますので、何ら問題は無いかと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委員

(委員の中から「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

これから、議案第40号のうち、受付番号457号から483号までを採決します。

お諮りします。

	<p>議案第40号のうち、受付番号457号から483号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号のうち、受付番号457号から483号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第40号のうち、受付番号484号から511号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号のうち、受付番号484号から511号までについて説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号484号の貸し人は、M・Tさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字坂元2，933番、地目は田、地積は2，412㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は12，000円となっています。</p> <p>借り人は、O・Mさん、I自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地14，883㎡、小作地10，645㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、バインダー、ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、18番 樋渡委員です。</p> <p>次の受付番号485号から490号までの貸し人は、N・Nさん、B・N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、485号が馬場字城ノ岡4，186番1、地目は畑、地積は13，257㎡、486号が馬場字旭原4，224番7、地目は田、地積は1，092㎡、487号が馬場字中原5，679番、地目は畑、地積は328㎡、488号が馬場字濱射場5，761番、地目は畑、地積は3，161㎡、489号が城元字南ケ迫5，488番、地目は畑、地積は5，448㎡、490号が城元字南ケ迫5，490番、地目は畑、地積は3，559㎡で、6筆の合計は26，845㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p>

借り人は、N・Kさん、B・N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者1名、自作地30,309㎡、小作地9,202㎡で、キャベツ、トレビス、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、ダンプ、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号491号から502号までの貸し人は、N・Hさん、B・N自治会在住の方です。

申請地は、491号が馬場字芋漬5,670番1、地目は田、地積は2,156㎡、492号が馬場字中原5,699番2、地目は畑、地積は297㎡、493号が馬場字中原5,702番4、地目は田、地積は310㎡、494号が馬場字中原5,702番5、地目は田、地積は537㎡、495号が馬場字中原5,705番4、地目は田、地積は1,445㎡、496号が馬場字本渡5,706番3、地目は畑、地積は1,801㎡、497号が馬場字旅籠ノ尾5,729番、地目は畑、地積は3,339㎡、498号が馬場字堀之内5,741番、地目は畑、地積は1,500㎡、499号が馬場字濱射場5,759番2、地目は畑、地積は2,277㎡、500号が馬場字濱射場5,766番1、地目は畑、地積は6,243㎡、501号が馬場字濱射場5,766番3、地目は畑、地積は611㎡、502号が馬場字濱射場5,766番4、地目は畑、地積は690㎡で、12筆の合計は21,206㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Tさん、B・N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地29,546㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、管理機各1台となっています。

次の受付番号503号から508号までの貸し人は、M・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は、503号が馬場字深山ケ崎4,178番2、地目は畑、地積は1,643㎡、504号が馬場字旭原4,229番4、地目は畑、地積は459㎡、505号が馬場字田神4,350番2、地目は田、地積は1,431㎡、506号が馬場字笹原4,437番1、地目は田、地積は1,405㎡、507号が馬場字笹原4,439番1、地目は田、地積は1,574㎡、508号が馬場字笹原4,440番1、地目は畑、地積は889㎡で、6筆の合計は7,401㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Wさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地7,911㎡、小作地5,000㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、2tトラック、軽トラック、トラクター各1台、管理機2台となっています。

受付番号485号から508号の、担当調査員は、19番 鈴委員です。

次の受付番号509号、510号の貸し人は、O・Eさん、S自治会在住の方です。

申請地は、509号が城元字大田中1,150番3、地目田、地積は1,499㎡、510号が城元字秋辻北平2,870番1、地目は畑、地積は3,632㎡で、2筆の合計は5,131㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、O・Tさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、小作地5,131㎡で、水稻、シキミを主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、軽トラック、各1台、管理機2台となっています。

次の受付番号511号の貸し人は、N・Kさん、M自治会在住の方です。

申請地は、城元字今宮ノ上985番1、地目田、地積は1,310㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は26,000円となっています。

借り人は、M・Kさん、A自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地28,630㎡、小作地4,675㎡で、ネギを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、芋掘り機、軽トラック各1台となっています。

受付番号509号から511号までの、担当調査員は、20番 本釜委員です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号484号についてを、18番 樋渡委員、お願いいたします。

18番 樋渡委員	報告します。この物件は、先月利用権設定を組んだばかりの物件なのですが、これはM・Tさんが、A・Sさんと利用権設定を先月組んだばかりなのですが、その後、何かあったのか分かりませんが、作らせたくないということで、ハンコを押すときはにこにこして良いですよ言われたんですけども、今回このように上がって来てちょっとびっくりしたんですが、M・TさんとO・Mさんは親戚関係で、O・Mさんは認定農家でもあり、農機具、それから圃場も良く管理されておりますので問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号485号から508号までを、19番 鈴委員お願いいたします。
19番 鈴 委員	485号から508号までの3名分ですが、いずれも年金関係の、農業者年金関係の親子間の契約でございますので、何ら問題は無いと思います。終わります。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号509号から511号までを、20番 本釜委員お願いいたします。
20番 本釜委員	報告いたします。 受付番号509号、510号のO・Tさんは役場に勤めておられ、親子関係であり、農業者年金関係による利用権設定のものであり、何ら問題は無いと思います。 511番なんですか、M・Kさんは、Y・Kに勤めておられますが、自分でもネギ等を出荷されております。こちらは中学校のテニスコートと道路の間にある田んぼなんですが、雑草地でありました。そこを借りたいということでOKを貰いましたので。認定農業者でもあり、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第40号のうち、受付番号484号から511号までを採決します。 お諮りします。

	議案第40号のうち、受付番号484号から511号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第40号のうち、受付番号484号から511号については、原案のとおり決定しました。
議長	ここでしばらく休憩をいたします。
議長	休憩を閉じて、会議を再開します。
議長	次に「議案第41号 非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、「議案第41号 非農地証明願いについて」を説明いたします。 受付番号10号の申請人は、M・Tさん、B自治会在住の方です。 申請地は、1件目が田代麓字久木野5，166番245、地籍は793㎡、地目は台帳畑、現況宅地となっています。2件目が、田代麓字久木野5，166番246、地積は436㎡、地目は台帳田、現況雑種地となっています。3件目が、田代麓字久木野5，166番247、地積は333㎡、地目は台帳田、現況山林となっています。4件目が、田代麓字久木野5，166番411、地積は1，348㎡、地目は台帳畑、現況山林となっています。4筆の合計は、2，910㎡となっています。 この件の担当調査委員は、2番 基委員です。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を2番 基委員お願いいたします。
2番 基委員	報告いたします。 今月の17日、9時30分より、事務局3人、Tさん、私と5人で現地を視て参りました。この地図にありますとおり申請地の245、これが宅地でありまして、他は全部山林みたいな感じで、農地とは認められないような状況でした。411番は、この長細いこれですけれども、右上にありますけれども、これはもう道も無い、分からないような状態で、60年頃から耕作されていない、クヌギが

	<p>植えてあって、雑木林と一緒に、まるで山林でした。ということで、非農地と認めざるを得ないのかなという結果でした。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、「議案第41号 非農地証明願いについて」を採決します。 お諮りします。 議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、「議案第41号 非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第42号 錦江農業地域振興整備計画全体見直しについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第42号 錦江農業地域振興整備計画全体見直しについて」説明をいたします。 現在の錦江農業地域振興整備計画は、合併時に旧大根占、旧田代のそれぞれの農業地域振興整備計画を合体させた形で作成されました。その後、部分的には見直し等はされておりましたが、全体的な見直しはされていませんでした。 そのため現況とは違うところが大分出て来ていたため、今回全体的な見直しを行うため、農業員会の意見を求められているところです。 お手元に配布しました地図をご覧ください。 青の実線で囲んだ所が田、黄色の実線で囲んだ所が畑となっていますが、今回外したところは国号269号線から海側の山之口交差点からコメリまでの旧道に囲まれた農地と毛下自治会周辺の農地、田代地区の郷原のタバコの旧共同乾燥場周辺の農地が外れています。 又、地区によって、現在荒れている農地についても、今回は外してあります。 詳しい地番についてはお手元に配布してありますのでお目通しをお願いします。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、しばらく資料にお目通しをお願いします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>何か、質疑、意見等はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、「議案第42号 錦江農業地域振興整備計画全体見直しについて」を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号については、原案のとおり見直すことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、「議案第42号 錦江農業地域振興整備計画全体見直しについて」は、原案のとおり見直すことに異議がない旨、答申することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成27年3月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

18番

19番

議事録調整者 窪 和人